

特定給食施設及び給食施設栄養管理状況報告書の作成にあたって

1 栄養管理状況報告書について

栄養管理状況報告書は、越谷市健康増進法施行細則第7条及び越谷市給食施設栄養管理指導要綱第3条に基づき、施設の栄養管理状況について、施設の管理者が提出をするものです。

2 栄養管理状況報告書の意義

栄養管理状況報告書の作成は、施設における栄養管理状況を把握し、課題を発見することにつながります。必ず施設の管理者が内容を確認し、提出してください。

3 栄養管理状況報告書の様式

様式は、越谷市公式ホームページに掲載していますので、ダウンロードして使用してください。また、特定給食施設・給食施設によって、様式が異なりますのでご注意ください。

4 記入要領

給食業務を委託している場合は、**必ず管理者（施設側）が内容を確認**して提出してください。

【全施設共通項目】 1～24

1	施設の名称等	- 正式名称を記入する。 - 施設番号を記入する。
2	栄養管理部門の理念・方針	食事を提供する施設として、栄養管理または給食管理に関してこうあるべきだという根本の考えや栄養（給食）管理を実行するうえでの目指す方向を記入する。
3	運営単位・運営規模	- 小・中・高・大学等は、調理場方式を選択、学校数・通常日の食数を記入。 - 病院・診療所は、許可数 - 介護老人保健施設・介護医療院・老人福祉施設・社会福祉施設は、定員数 - 事業所・寄宿舎は、給食対象者数 - 保育所・幼稚園・認可外保育所は、定員数 - その他の施設は、通常日の食数、()は詳細
4	健康増進法第21条第1項による指定	健康増進法第21条第1項による管理栄養士の必置について、県知事又は市長から指定されている場合は「有」を選択 (健康増進法第21条第1項) 特定給食施設であって特別の栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。）が指定するものの設置者は、当該特定給食施設に管理栄養士を置かなければならない。
5	運営方式	単一選択
6	委託先	- 委託内容を選択する。（複数選択可） - 委託の場合に委託事業者名を記入する（直営の場合は空欄）。
7	給食管理などに関する検討会	検討会（申送りや連絡事項等の日常的な打合せは除く）を設けている場合は「有」を選択し、前年度1年間に実施した回数と、会を構成する職員等を選択する（複数選択可）。
8	給食従事職員数	「常勤」とは、当該施設の就業規則により当該施設に所属し、他の正規職員と同様の勤務形態にあり、主に当該施設の栄養管理業務を担当する場合をいい、非常勤及び他の施設の兼務職員は含まない。 ※雇用形態は問いません。臨時職員であっても、上記の勤務形態であれば「常勤」として計上してください。 「非常勤」とは、常勤以外の勤務形態にある場合をいう。本社等からの巡回で勤務する職員も含む。 - 管理栄養士・栄養士・調理師は有資格者とし、職名で採用されている者を記入する。なお、管理栄養士である者は、栄養士に含まない。また、栄養士・調理師等の資格を併せ持っている場合は、いずれか主な業務の資格について記入する。

9	食料材料費	・ 1食・2食・1日のいずれかを選択し、単位当たり1人分の平均食料材料費を記入する。
10	平均算出栄養量	・ 「11 栄養量」の記入内容について、該当する項目を選択する。 ・ 朝と夕、昼とおやつ等の場合は「その他」を選択し、内容を記入する。
11	栄養量 ※病院・診療所など医学的な栄養管理を行っている施設は任意	・ 1日のうち最も提供数の多い食事について、6月の一か月分の平均値を記入する。 ・ 保育所・幼稚園・児童福祉施設等において、3歳未満の児に提供している場合は、下段に記入する。
12	給与栄養目標量に対する給与栄養量（実際）の比較	・ 比較を行っている場合は「実施している」を選択し、その場合、実施頻度（「毎月」または「報告月のみ」）を選択する。
13	給食利用者の把握	・ 把握を行っている場合は「有」を選択し、内容を選択する（複数選択可）。
14	摂取量の調査	・ 実施している場合は「有」を選択する。その場合、調査内容を選択（複数選択可）し、前年度実績回数を記入する。 ・ 「その他」を選択した場合は内容を記入する。
15	嗜好調査	・ 実施している場合は「有」を選択する。その場合、「個別」「集団」を選択し（複数選択可）、前年度実施回数を記入する。
16	作業指示書	・ 作成している場合は「有」を選択し、内容を選択する（複数選択可）。 ・ 「その他」を選択した場合は内容を記入する。
17	栄養成分表示	・ 利用者に対し、栄養成分表示を表示している場合は「有」を選択し、表示している栄養素を選択する（複数選択可）。 ・ 「その他」を選択した場合は内容を記入する。
18	栄養教育	・ 管理栄養士・栄養士が喫食者（患者・利用者等）を対象に実施している場合は「有」を選択する。その場合、「個別指導」及び「集団指導」の前年度実施回数を記入し、「健康・栄養情報の提供」を行っている場合はその方法を選択する。 ・ 「献立表の掲示」とは、喫食者に配布または食堂に掲示するものを指し、厨房内（調理用）のものは除く。 ・ 「その他」を選択した場合は内容を記入する。
19	従事者の研修会	・ 実施している場合は「有」を選択し、前年度実施回数と内容を記入する。 ・ 施設側及び委託側が主催した研修会以外の、他の機関で実施した研修に参加した場合も、記入する。
20	衛生管理	・ 「健康診断」「定期検便」の前年度実施回数を記入する。 ・ 「保存検食の保管」をしている場合は「有」を選択し、保管しているものを選択する（複数選択可）。 ・ 「衛生管理マニュアルの整備」をしていない場合は「無」を選択し、今後の作成予定の有無を選択する。 ・ 「衛生管理マニュアル」は、施設独自で作成したものだけでなく、大量調理施設衛生管理マニュアル等に準じて作成したものも可とする。
21	非常食等の備蓄	・ 「有」の場合、具体的な内容等を記入する。
22	危機管理	・ 「有」の場合、内容を選択する。 ・ 「無」の場合、今後の策定予定の有無を選択する。
23	食事環境（禁煙対策）	・ 「有」の場合、対策内容を選択する。
24	報告担当者	・ 報告書を記入した人の勤務先所在地・職種・氏名・電話番号・E-mail アドレスを記入する。 ・ 報告記入者が給食施設の所在地に常勤している場合、住所の記入は省略することできる。

A 【保育園・幼稚園・児童福祉施設等】※地域型保育事業所はD【その他】

1	1日あたりの平均利用者（喫食者）食数	・今年度6月提供分について、年齢区分別に、朝食・昼食・夕食等の平均利用者数を記入する。 ・おやつは「その他」に記入する。1日2回以上おやつを提供している場合は、おやつの合計を記入する。 ・職員は「その他（職員等）」に記入する。
2	利用者への対応	・今年度「有」の場合、対応の内容を選択する。

B 【病院・診療所】

1	食数	・今年度6月提供分について、食種ごとに1日あたりの朝食・昼食・夕食等の平均食数を記入する。
2	入院時食事療養費	・「Ⅰ」「Ⅱ」を選択する。
3	栄養サポートチーム加算	・「有」「無」を選択する。
4	特別食加算	・「有」「無」を選択する。
5	摂食嚥下機能回復体制加算	・「有」「無」を選択する。

C 【介護老人保健施設・介護医療院・老人福祉施設・社会福祉施設・有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅】

1	食数	・今年度6月提供分について、施設区分ごとに1日あたりの平均利用者数、朝食・昼食・夕食等の平均食数を記入する。
2	栄養マネジメント強化加算	・今年度における「有」「無」を選択する。
3	経口移行加算	・今年度における「有」「無」を選択する。
4	経口維持加算	・今年度における「Ⅰ」「Ⅰ及びⅡ」「無」を選択する。

D 【事業所・寄宿舍・その他】

1	食数	・今年度6月提供分について、1日あたりの朝食・昼食・夕食等の平均食数を記入する。
2	給食形態	・複数選択可 ・「その他」を選択した場合は内容を記入する。
3	利用者への対応	・「有」の場合、項目に従ってその有無等を選択する。 ・「その他」を選択した場合は記入する。

E 【（小・中学校用）共同調理場・単独実施】

※共同調理場の場合は、必ず配送先一覧（様式は任意）を添付する。

1	給食対象者の把握	・「有」の場合、時期を記入する。
2	学年区分	・今年度6月の通常日について、学年区分ごとに児童・生徒数等を記入する。
3	給食の形態	・複数選択可 ・「選択給食」を選択した場合、実施回数を記入する。
4	利用者への対応	・「有」の場合、項目に従ってその有無等を選択する。

F 【（高等学校・大学用）共同調理場・単独実施】

※共同調理場の場合は、必ず配送先一覧（様式は任意）を添付する。

1	食数	・今年度6月提供分について、1日あたりの朝食・昼食・夕食等の平均食数を記入する。
2	給食形態	・複数選択可 ・「定食」の「単品」とは、定食メニューが1種類であることを示す。 ・「その他」を選択した場合は内容を記入する。
3	利用者への対応	・「利用者への対応」を行っている場合「有」を選択する。項目に従ってその有無等を選択する。 ・「その他」を選択した場合は内容を記入する。

「肥満・やせの割合」の把握について

1 特定給食施設等に求められる栄養管理について

特定給食施設等では、喫食者の身体の状態、栄養状態などを、定期的に把握することで適切な栄養管理を行う必要があります。(特定給食施設が行う栄養管理に係る留意事項について「令和2年3月31日付け健健発 0331 第2号別添2」参照)

2 「肥満・やせの割合」を把握する必要がある施設

保育所・幼稚園・児童福祉施設等・事業所・寄宿舎・小学校・中学校・高等学校・大学は、
【参考】肥満とやせの評価方法を参照し、喫食者の把握を継続してください。

3 報告について

令和2年度より、越谷市では「肥満・やせの割合」は報告を求めています。
栄養管理状況報告書の内容によって、喫食者の肥満・やせの割合を確認することがあります。

【参考】肥満とやせの評価方法

保育所・幼稚園・児童福祉施設等	※3歳以上対象 【幼児(3歳以上)の場合】 幼児の身長体重曲線を用い、+15%以上を「肥満」-15%以下を「やせ」とする。 【就学児以上(6歳以上18歳未満)の場合】 健康診断結果から肥満度判定を行い、+20%以上を「肥満」、-20%以下を「やせ」とする。 (計算方法) 幼児 + 就学児の肥満人数 肥満(やせ)の割合 = 利用者のうち3歳以上の人数 (算出例) 施設喫食者(職員を除く) 50名(うち、3歳未満 5名) 3歳以上 6歳未満 35名(内 肥満5名 やせ2名) 6歳以上18歳未満 10名(内 肥満1名 やせ5名) の場合 肥満の割合 = (5+1) / 45 = 13.3% やせの割合 = (2+5) / 45 = 15.5% 「算出簡易ソフト」も活用ください。 ・3歳以上の幼児の肥満度判定区分の簡易ソフト: https://www.niph.go.jp/soshiki/07shougai/hatsuiku/ ・児童・生徒の肥満度判定簡易ソフト: https://www.nibiohn.go.jp/activities/eiyo-shokuiku.html
事業所・寄宿舎	【成人(18歳以上)の場合】 BMIを用い、25.0以上を「肥満」、18.5未満を「やせ」とする。 BMI=体重kg / (身長m)² (割合の算出方法は、【保育所・幼稚園・児童福祉施設等】を参照)
小学校・中学校	【就学児以上(6歳以上18歳未満)の場合】 健康診断結果から肥満度判定を行い、+20%以上を「肥満」、-20%以下を「やせ」とする。 (割合の算出方法は、【保育所・幼稚園・児童福祉施設等】を参照)
高等学校・大学	【高校生の場合】 健康診断結果を用い、+20%以上を「肥満」、-20%以下を「やせ」とする。 【大学生の場合】 BMIを用い、25.0以上を「肥満」、18.5未満を「やせ」とする。 BMI=体重kg / (身長m)² ※ 定時制の場合は、年齢に合わせていずれかの指標を用いる。 (割合の算出方法は、【保育所・幼稚園・児童福祉施設等】を参照)